

**X** エックス線  
作業主任者の職務

1. 第三类第一種又は第十八类第四項の種別がこれらの規定に適合して認められるように設置すること。
2. 第十八类第一項の種別別として、はり又は第一種の労働防護具に使用されるように設置すること。
3. 第十二条を有する又は第十三条を有する種別又は第十八条の二に相当する種別を有すること。
4. 第二号に掲げるもののほか、放射線保安官の授ける検査当該ができるが少なくなるように放射線計等を設置すること。
5. 第十八类第一項の種別がその規定に適合して設置されているかどうかについて点検すること。
6. 放射線計及び放射線計、第十八类第一項の規定に労働者が立ち入っていないことを確認すること。
7. 第十八类第二項の放射線計が同項の規定に適合して設置されているかどうかについて点検すること。

作業主任者  
氏名